

～ステイホームをする市民への支援を行う事業者を支援します～

# 飛騨市新型コロナウイルス対応 おうちでごちそう推進事業補助制度

## 目的

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化している現状において、自社の飲食物や酒類を配達することで多様な飲食の提供の場を設け、積極的に生き残りをかけ道筋を見出そうとする飲食事業者に対しその配達経費の一部を支援します。

## 対象者条件

- 対象者
- ・安心安全宣言登録済の市内飲食店
  - ・市内に本店、本社がある事業所で、主たる売上が酒小売業

対象事業 市内への飲食物及び酒類の出前、宅配等に要した経費  
(飲食物については配送サービス費用も含む)  
(自社で取り扱う飲食物、酒類に限る)(卸しとしての配達は除外する)  
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた食品等の有償運送に係る  
道路運送法第78条第3号にかかる許可事業を利用しての配達業務

**補助対象期間** 1事業者につき 3,000円 / 日

補助期間 令和2年12月24日(木)～~~令和3年1月31日(日)~~

**補助期間を延長いたします** 令和2年12月24日(木)～令和3年3月31日(水)

**ご注意** 補助対象期間終了後、速やかに

**配達記録サービス記録日報**、**補助金交付申請書兼完了報告書**、**交付請求書**  
をご提出ください。

## 申込み方法

事業完了後に、配達記録サービス記録日報、補助金交付申請書兼完了報告書、  
交付請求書に添付書類を付してご申請ください。

注意事項 1事業所につき1回の交付申請です。

申請する事業者は自社事業が関係法令に抵触しないかの確認が必要です。

(例) 弁当配達時の保健所の許可や届け出、食肉やお酒の販売許可など

**事業着手前に自店が安心安全宣言事業者に登録されているかご確認ください。**

登録されていない場合は、市民保健課(ハートピア)にて登録を承ります。

事業実施後に、補助金交付申請書を市役所窓口にご提出ください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901